

# 受給資格の所得判定要件

～ 田辺市ひとり親家庭等医療助成制度 ～  
【令和6年11月以降児童扶養手当法改正版】

この制度は、配偶者（事実上の配偶者を含む）がおられない方等で、18歳未満【年齢到達後の3月31日までは有効】の子どもを扶養されている方及びその子どもに対して、保険適用となる医療費の自己負担分を助成する制度であり、下記の所得制限額未満であれば対象となります。

【受給内容】 外来もしくは入院の際、保険適用内の医療費について自己負担額が無料。

【所得制限額】 (単位：円)

扶養親族等の数	限 度 額	
	本人の所得 (A) ※令和6年度変更	扶養義務者等の所得 (B)
0人	2,080,000	2,360,000
1人	2,460,000	2,740,000
2人	2,840,000	3,120,000
3人	3,220,000	3,500,000
4人	3,600,000	3,880,000
5人	3,980,000	4,260,000

※扶養義務者とは、同住所同番地に居住している者。

※所得の範囲及び控除額等詳細につきましては、別途お問い合わせください。

## 受給資格の更新時期について

当該年の11月1日から翌年10月31日までは前年の所得により判定します。  
毎年11月に受給者証の更新を行いますので、判定以前に所得判定等により資格がなく、新年度より資格の取得が可能と思われる方につきましては別途ご連絡願います。

【お問い合わせ】  
田辺市役所 保険課医療係  
☎ (0739) 26-9926